

パブリックコメント募集要領

守口市開発行為に伴う公園等設置基準の強化及び緩和に関する条例の制定に係るパブリックコメントを募集します。

1. 概要

一定規模の開発行為では、公園等を設置する必要がありますが、都市計画法第 33 条第 3 項の規定により、その規模を 3,000 m²以上から 10,000 m²以上に緩和します。

また、開発面積に対する公園の面積の最低面積を 300 m²以上に強化します。

	現状	制定後
公園等の設置が必要な 開発規模 (緩和)	3,000 m ² 以上	10,000 m ² 以上 (1ha以上)
公園の最低面積 (強化)	規定なし	300 m ² 以上

2. 理由

- ・公園を管理する維持負担を軽減
- ・適正な規模の公園設置
- ・開発地内の有効な土地利用

3. 施行日

令和 8 年 4 月 1 日予定

※本規定は条例施行日以降に許可の申請がなされた開発行為について適用するものとします。

4. 意見募集期間等

①意見募集期間

令和 7 年 11 月 4 日(火)～令和 7 年 12 月 5 日(金)

(郵送の場合は令和 7 年 12 月 5 日(金)の消印有効)

②閲覧場所

守口市情報コーナー、道路公園課、コミュニティセンター(東部エリア、中部エリア、南部エリア、八雲東、庭窪、錦、西部、北部 計8か所)、守口市立図書館 計 11 か所

③提出方法

郵 送:〒570-8666 大阪府守口市京阪本通2丁目5番5号

守口市役所 都市整備部 道路公園課

F A X:06-6992-1303

E メール:dourokouen@city.moriguchi.lg.jp

持 参:閲覧場所への持ち込み(回収ボックス投函)

④記載方法

意見提出用紙をご用意していますが、書式は特に定めておりません。住所、氏名及び連絡先を記載してください。

5. その他

お寄せいただきましたご意見につきましては、市としての考え方を整理した上で、市ホームページ等に掲載いたします。なお、ご意見をお寄せいただいた方の個人情報を公表することや、パブリックコメントの目的以外に使用することは一切ございません。お寄せいただいたご意見の全てが、内容に反映されるとは限りませんので、何卒ご了承ください。